

活、生鮮又は冷蔵のかにの通関時確認制移行について

輸入注意事項 26 第 33 号 (26. 11. 11)

最終改正：令和元年 6 月 24 日付け・輸入注意事項 2019 第 48 号

平成 26 年 11 月 11 日付け経済産業省告示第 220 号(輸入公表の一部を改正する告示)により、改正後の輸入公表三の 8 に掲げる活、生鮮又は冷蔵のかにの輸入については平成 26 年 12 月 10 日以降通関時確認制に移行することとなりました。

このため、平成 26 年 12 月 10 日以降の当該貨物の輸入については、平成 26 年 12 月 9 日までに関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 67 条の規定による輸入申告書又は同法第 43 条の 3 第 1 項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第 61 条の 4 において準用する同法第 43 条の 3 第 1 項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合等は、「輸入公表三の 8 に掲げる活、生鮮又は冷蔵のかにを輸入する場合の取扱いについて」(輸入注意事項 26 第 33 号)に定める書類を、税関への輸入申告書等の提出の際に提出しなければ輸入できません。